

## 令和元年度第10回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年1月6日(月)午後1時25分から午後3時12分
2. 開催場所 三次市役所 本館3階会議室
3. 出席委員(19人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	3番 上田 憲昭	4番 大前 万寿美
5番 近藤 幸恵	6番 田村 弘文	7番 寺重 茂晴	8番 西田 峯雄
9番 橋本 正二	10番 橋本 洋資	11番 林 敏明	12番 平尾 敏之
13番 平田 真一	14番 廣瀬 勝秀	15番 福田 博之	16番 藤川 範雄
17番 箕田 英紀	18番 向井 泰治	19番 桃田 義文	

4. 欠席委員(0人)

5. 議事日程

- 報告第36号 利用権の終了(農用地利用集積計画)
- 報告第37号 農地法第18条(通知)
- 報告第38号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
- 報告第39号 非農地証明願承認
- 議案第51号 農地法第3条
- 議案第52号 農地法第4条第1項
- 議案第53号 農地法第5条第1項
- 議案第54号 農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準
- 議案第55号 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議(案)

6. 農業委員会事務局職員

上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

係長 只今から、令和元年度第10回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、橋本会長から開会のごあいさつをお願いいたします。

(橋本会長 あいさつ)

係長 それでは会議に入ります。これからは、三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長が総会の進行を行います。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は19人です。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、廣瀬委員、福田委員の両名を指名いたします。よろしくお願いたします。

それでは、令和元年度第10回三次市農業委員会総会を開会します。

本日の日程について、事務局から説明を求めます。

係長 失礼いたします。それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第 36 号から報告第 39 号までの 4 件です。

議案が、議案第 51 号から議案第 55 号までの 5 議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第 32 号から報告第 35 号について事務局から順次説明を求めます。

係長 報告第 36 号「利用権の終了（農用地利用集積計画）」について 58 件ご報告いたします。

内容は、12 月 10 日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、議案書の 1 ページから 21 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 37 号「農地法第 18 条（通知）」について 1 件ご報告いたします。

内容は、12 月 10 日までに、賃貸借について解約の通知があったものです。

詳細については、議案書の 22 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告第 38 号「農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）」について 11 件ご報告いたします。

内容は、12 月 10 日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、議案書の 23 ページから 31 ページに掲載していますので、ご一読ください。

報告 39 号「非農地証明願承認」について 1 件ご報告いたします。

申請番号 19 土地の所在が、甲奴町小童\_\_\_\_\_、ほか 2 筆、現況地目は、原野が 1 筆で、408 m<sup>2</sup>、宅地が 2 筆で、46 m<sup>2</sup>、面積の合計が 454 m<sup>2</sup>、申請人が、福山市駅家町大字江良\_\_\_\_\_、●●●●さん、非農地となった理由は、\_\_\_\_\_は、20 年以上前に耕作放棄、原野化し現在に至っています。\_\_\_\_\_と\_\_\_\_\_は、20 年以上前に道路工事に伴い宅地化、現在に至っています。報告については以上です。

議長 報告第 36 号から報告第 39 号を報告いたしました。

報告 4 件について、質問があればどうぞ。

10 番 報告第 36 号について、甲奴町の●●さんの件が多くありますが、今後の営農について地元委員の情報がありましたらお願いします。

6 番 多くの農地が所有者に返還されるわけですが、若い世代が法人を立ち上げて、そのうちのいくらかを集積することを検討されています。

議長 議案第 51 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

係長 議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 9 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 78 土地の所在が、甲奴町抜湯\_\_\_\_\_、ほか 1 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 4,498 m<sup>2</sup>、譲渡人が、甲奴町西野\_\_\_\_\_、●●●●さん、譲受人が、甲奴町抜湯\_\_\_\_\_、●●●●さん、経営状況は、譲受人 3,594 m<sup>2</sup>、申請内容は双方

の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 譲渡人は高齢で、以前から譲受人が耕作されていました。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 78 を決めます。  
次に申請番号 79 の説明を求めます。

係 長 申請番号 79 土地の所在が、大田幸町\_\_\_\_\_, ほか 3 筆, 地目は, 田が 1 筆で, 377 m<sup>2</sup>, 畑が 3 筆で, 652 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 1,029 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 大田幸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 大田幸町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 16,872 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 申請人は親子で同居されています。生前贈与で譲渡されるもので、両者は共に農業をされており問題ありません。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 79 を決めます。  
次に申請番号 80 の説明を求めます。

係 長 申請番号 80 土地の所在が、廻神町\_\_\_\_\_, ほか 8 筆, 地目は, すべて田で, 面積の合計が 9,030 m<sup>2</sup>, 譲渡人が, 廻神町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が, 廻神町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は, 譲受人 59,126 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 安定経営を行うために、利用権設定で借り受けている農地を買い受けられるもので、問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 80 を決めます。  
次に申請番号 81 の説明を求めます。

係 長 申請番号 81 土地の所在が、三良坂町長田\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,040 m<sup>2</sup>,  
譲渡人が、三良坂町長田\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、広島市西区己斐上\_\_\_\_\_,  
●●●●さん, 経営状況は、譲受人 12,606 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移  
転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 号 譲受人は、住所は広島市ですが、大半は実家で暮らされています。今回双方の話が  
まとまり、売買ということになりました。機械の保有状況などからみてもんだいあり  
ません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 81 を決めます。  
次に申請番号 82 の説明を求めます。

係 長 申請番号 82 土地の所在が、君田町藤兼\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 2,853 m<sup>2</sup>,  
譲渡人が、君田町藤兼\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、君田町藤兼\_\_\_\_\_, ●  
●●●●さん, 経営状況は、譲受人 60,211 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移  
転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該  
当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 譲渡人は高齢であり後継者もいないため譲渡を希望されました。譲受人は周辺農地  
を広く耕作されており問題ないものと思われまます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 82 を決めます。  
次に申請番号 83 の説明を求めます。

係 長 申請番号 83 土地の所在が、東河内町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 354 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、愛知県安城市百石町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、東河内町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 4,755 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

5 番 譲渡人は高齢で遠方に住まれ耕作できません。譲受人の所有農地は全て耕作されており、周辺農地との調和も問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 83 を決めます。  
次に申請番号 84 の説明を求めます。

係 長 申請番号 84 土地の所在が、高杉町\_\_\_\_\_, ほか 2 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,366 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、福山市坪生町南\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、江田川之内町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人 10,502 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 譲渡人は農業をされておらず譲渡を申し入れられました。譲受人は地域の平均的な規模の農家で、機械の保有状況などから効率的な営農が期待できます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 84 を決めます。  
次に申請番号 85 の説明を求めます。

係 長 申請番号 85 土地の所在が、布野町上布野\_\_\_\_\_, ほか 17 筆, 現況地目は、畑が 17 筆で 41,923 m<sup>2</sup>, 山林原野が 1 筆で 10,713 m<sup>2</sup>, 面積の合計が 52,636 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 農事組合法人●●●● 清算人 ●●●●さん, 譲受人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、本件申請地を合わせて、譲受人 52,832 m<sup>2</sup>, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該

当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4号 譲渡人の●●●●は、平成29年2月に解散しています。譲受人は個人で畜産を継続されています。引き続き畜産の継続と、近隣畜産農家との連携による牧草の植え付けなど有効利用される見込みです。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号85を決めます。  
次に申請番号86の説明を求めます。

係 長 申請番号86 土地の所在が、君田町東入君\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が1,606㎡, 譲渡人が、三良坂町仁賀\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、君田町東入君\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 経営状況は、譲受人52,125㎡, 申請内容は双方の要望による所有権移転です。

なお、本件は、別紙農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

18号 譲渡人は高齢であり農業をされていません。20年前から耕作を依頼していた譲受人に譲渡するものです。譲受人は周辺農地を広く耕作されており問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと決めます。

議案第51号「農地法第3条」については、申請番号78から申請番号86までを異議なしと決めます。

議案第52号「農地法第4条第1項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第52号「農地法第4条第1項の規定による許可申請」について6件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号47 土地の所在が、栗屋町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が1,114㎡, 申請人が、栗屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

12 番 申請地は水利が不十分であるため、不作付の状況で草刈り管理をされてきましたが、譲渡人も高齢になり管理が難しくなってきました。申請地に太陽光発電設備を設置されるわけですが、防草対策は防草シートを敷設されます。排水対策も問題ありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 47 を決めます。  
次に申請番号 48 の説明を求めます。

係 長 申請番号 48 土地の所在が、有原町\_\_\_\_\_，地目は畑で、面積が 374 m<sup>2</sup>，申請人が、有原町\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は、一般住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

13 番 譲受人は実家に住んでいますが、結婚され子どもも生まれたことから、この度近隣農地に一般住宅を建築されるものです。排水対策は問題ありません。側溝があふれるようなことがあれば改善するとの約束も取り付けています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 48 を決めます。  
次に申請番号 49 の説明を求めます。

係 長 申請番号 49 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 949 m<sup>2</sup>，申請人が、青河町\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は、農家住宅の建築です。  
申請地は、県営担い手育成基盤整備事業 青河下地区として、平成 10 年度から平成 15 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。  
本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 河川改修で、立ち退きとなり隣接地である申請地に農家住宅 2 棟を建築するものです。周辺農地は第 1 種農地ばかりでありやむを得ず選定されたものです。審議のほど

よろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 49 は許可妥当として処理諮問いたします。  
次に申請番号 50 の説明を求めます。

係 長 申請番号 50 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 900 m<sup>2</sup>，申請人が、青河町\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は、農家住宅の建築です。

申請地は、県営担い手育成基盤整備事業 青河下地区として、平成 10 年度から平成 15 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 河川整備事業で立ち退きとなり隣接農地に住居を移転するものです。排水対策、他の農地への影響は問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 50 は許可妥当として処理諮問いたします。  
次に申請番号 51 の説明を求めます。

係 長 申請番号 51 土地の所在が、穴笠町\_\_\_\_\_，ほか 1 筆，地目は、すべて田で、面積の合計が 1,520 m<sup>2</sup>，申請人が、穴笠町\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は、植林です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です

議 長 地元委員の意見はありませんか。

5 番 作物栽培に不適な農地に植林をする申請ですが、以前から植林をされていたため始末書が提出されています。耕作不適な農地でもあり転用はやむを得ないと思います。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 51 を決めます。  
次に申請番号 52 の説明を求めます。

係 長 申請番号 52 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目は, すべて田で, 面積の合計が 1,250 m<sup>2</sup>, 申請人が, 四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は, 太陽光発電設備の設置です。  
申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地を含めて谷全体で草刈り程度の管理の状況です。排水対策は問題ありませんし, 周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 賛成多数, 異議なしと決めます。

議案第 52 号「農地法第 4 条第 1 項」について, 申請番号 47, 申請番号 48, 申請番号 51, 申請番号 52 を異議なしと決し, 申請番号 49 及び申請番号 50 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 53 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

係 長 議案第 53 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 26 件, ご説明申し上げますので, ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 73 土地の所在が, 三和町羽出庭\_\_\_\_\_, ほか 3 筆, 地目はすべて田で, 面積の合計が 6,221 m<sup>2</sup>の内, 2,102.86 m<sup>2</sup>, 貸主が, 広島市安佐南区高取南\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 借主が, 東酒屋町\_\_\_\_\_, ●●●●協同組合, 申請内容は, 牧草置場を目的とした一時転用です。

申請地は, 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから, 第 2 種農地と判断されます。

本件は, 農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に定める一時転用として, 農振農用地区域内にある農地等の不許可の例外に当たります。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

19 番 申請地は果樹栽培している農地でしたが獣害が多いため, 不作付地となっていました。借受人は飼料用の牧草の置場を探していたところ適地として一時的に使用されます。すでに先行して利用していることから顛末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 73 を決めます。  
次に申請番号 74 の説明を求めます。

係長 申請番号 74 土地の所在が、糸井町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 58 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、島根県邑智郡川本町大字川本\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲渡人が、糸井町\_\_\_\_\_, 有限会社 ●●●●, 申請内容は、倉庫の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

9 番 平成 3 年頃、隣接地と一体的に造成し、その後倉庫を建築していました。始末書が提出されています。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 74 を決めます。  
申請番号 75 から申請番号 78 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思います。事務局から一括して説明してください。

係長 申請番号 75 から申請番号 78 の譲渡人は、十日市中\_\_\_\_\_, 三次市, 申請内容は、農村公園の整備です。  
申請番号 75 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 3,436 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。  
申請番号 76 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 163 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、安芸高田市吉田町吉田\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。  
申請番号 77 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ほか 3 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 3,652 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。  
申請番号 78 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,669 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、広島市安佐南区毘沙門台\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。  
本 4 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 農村公園として谷間を埋められますが、このことによる他の農地への影響はありません。審議のほどよろしく願います。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 75～78 は許可妥当として処理諮問いたします。  
次に申請番号 79 の説明を求めます。

係長 申請番号 79 土地の所在が、東酒屋町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,384 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、広島市佐伯区美鈴が丘東\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、東広島市西条中央\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は、共同住宅の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡人は遠方に住まれ、20 年来耕作されていません。今回申請地に共同住宅を建築されるものです。排水対策は問題ありません。周辺農地等への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 79 を決めます。  
次に申請番号 80 の説明を求めます。

係長 申請番号 80 土地の所在が、布野町戸河内\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目はすべて田で、面積の合計が 4,046 m<sup>2</sup>, 貸主が、向江田町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 借主が、西酒屋町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 申請地は長い間草刈り管理のみでした。譲渡人は当該地に住んでおられず有効活用を考えられ、太陽光発電設備の設置となりました。周辺住民への説明はされています。周辺農地への影響はありません。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 80 は許可妥当として処理諮問いたします。  
次に申請番号 81 の説明を求めます。

係長 申請番号 81 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 496 m<sup>2</sup>, 貸主が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 借主が、東酒屋町\_\_\_\_\_, ●●

●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 借受人は貸主の孫にあたります。農地を借り受けて一般住宅を建築されます。排水対策、他の農地への影響は問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 81 を決めます。  
次に申請番号 82 の説明を求めます。

係 長 申請番号 82 土地の所在が、作木町大山\_\_\_\_\_, ほか 1 筆、地目はすべて畑で、面積の合計が 950 m<sup>2</sup>、譲渡人が、十日市南\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、福山市南手城町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 譲渡人は高齢で農業ができないため検討していたところ、太陽光発電事業者と話がまとまりました。他の農地への影響等はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 82 を決めます。  
次に申請番号 83 の説明を求めます。

係 長 申請番号 83 土地の所在が、和知町\_\_\_\_\_, ほか 1 筆、地目はすべて田で、面積の合計が 2,379 m<sup>2</sup>、譲渡人が、和知町\_\_\_\_\_, ●●●●さん、譲受人が、福山市南手城町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 譲渡人は高齢で、申請地は耕作不適な農地のため、今回太陽光発電設備を設置する

こととなりました。周辺農地への影響はありません。転用面積も妥当と考えています。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 83 を決めます。  
次に申請番号 84 の説明を求めます。

係 長 申請番号 84 土地の所在が、高杉町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,573 m<sup>2</sup>, 貸主が、高杉町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 借主が、福山市南手城町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

15 番 申請地は水の便利が悪いため、近年は草刈り管理のみでした。今般、太陽光発電事業者と話がまとまり太陽光発電設備を設置されます。排水対策に問題はありません。除草対策は防草シートを敷設されます。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 84 を決めます。  
次に申請番号 85 の説明を求めます。

係 長 申請番号 85 土地の所在が、西酒屋町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 2,484 m<sup>2</sup>, 貸主が、西酒屋町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 借主が、福山市南手城町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

17 番 譲渡人は高齢で体調を崩され耕作が困難になっています。今回、太陽光発電設備を設置することとなりました。排水対策、周辺農地農影響に問題はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 85 を決めます。  
次に申請番号 86 の説明を求めます。

係 長 申請番号 86 土地の所在が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_，地目は田で、面積が 1,614 m<sup>2</sup>，譲渡人が、三良坂町三良坂\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が、東京都新宿区\_\_\_\_\_，株式会社 ●●●●，申請内容は、太陽光発電設備の設置です。  
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。  
再生可能エネルギー発電事業計画認定済みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請農地は耕作不適な農地で、以前から耕作をされていません。太陽光発電設備を今回設置されることとなりました。排水対策に問題はありません。除草対策は監視システムを利用して、適期に草刈りを行われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 86 を決めます。  
次に申請番号 87 の説明を求めます。

係 長 申請番号 87 土地の所在が、作木町伊賀和志\_\_\_\_\_，地目は畑で、面積が 92 m<sup>2</sup>，譲渡人が、作木町伊賀和志\_\_\_\_\_，●●●●さん，譲受人が、作木町伊賀和志\_\_\_\_\_，●●●●さん，申請内容は、車庫兼物置の建築です。  
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

10 番 譲受人はUターンされ、車庫が必要ということで、不作付地を利用して整備されるものです。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 87 を決めます。  
申請番号 88 と申請番号 89 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思ひます。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 88 と申請番号 89 の借主は、十日市東\_\_\_\_\_，株式会社 ●●●●，申請内容は、現場事務所，資材搬入路，重機置場等の仮設です。  
申請番号 88 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_，ほか 2 筆，地目は、田が 2 筆で 1,271 m<sup>2</sup>，畑が 1 筆で 559 m<sup>2</sup>，面積の合計が 1,830 m<sup>2</sup>，貸主が，畠敷町\_\_\_\_\_，●●●●

さんです。

申請番号 89 土地の所在が、青河町\_\_\_\_\_, ほか 1 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 2,875 m<sup>2</sup>, 貸主が、広島市佐伯区八幡\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

本 2 件の申請地は、県営担い手育成基盤整備事業 青河下地区として、平成 10 年度から平成 15 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。農地法施行令第 11 条第 1 項第 1 号に定める一時転用として、農振農用地区域内にある農地等の不許可の例外に当たります。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

14 番 河川改修工事の一環で、一部農地の表土が動かされているため、始末書が提出されています。3 年間の一時転用です。問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 88 と 89 は許可妥当として処理諮問いたします。

申請番号 90 と申請番号 91 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思えます。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 90 と申請番号 91 の譲受人は、南畑敷町\_\_\_\_\_, ●●●● 株式会社、申請内容は、宅地分譲です。

申請番号 90 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,107 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、畠敷町 179 番地 2, ●●●●さんです。

申請番号 91 土地の所在が、畠敷町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,223 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、畠敷町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

本 2 件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 宅地分譲の案件です。排水対策は問題ありません。他の農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 90 と 91 を決めます。

次に申請番号 92 の説明を求めます。

係 長 申請番号 92 土地の所在が、三次町\_\_\_\_\_, 地目は畑で、面積が 448 m<sup>2</sup>, 貸主が、三次町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 借主が、広島市安佐南区西原\_\_\_\_\_, 株式会社 ●

●●●, 申請内容は、太陽光発電設備の設置です。

申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第3種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

2 番 太陽光発電設備の設置をされます。除草対策は防草シートを敷設されます。排水対策、周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 92 を決めます。  
次に申請番号 93 の説明を求めます。

係 長 申請番号 93 土地の所在が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 現況地目は、山林原野で、面積が 1,761 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, 農事組合法人●●●● 清算人 ●●●●さん, 譲受人が、布野町上布野\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 申請内容は堆肥製造施設及び堆肥貯蔵施設の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。農振農用地区域用途区分変更見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

4 番 農事組合法人●●●●は平成 29 年に解散となりました。解散に伴い施設を譲り受けるものですが、無許可で転用されていますので、顛末書が提出されています。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 93 を決めます。  
次に申請番号 94 の説明を求めます。

係 長 申請番号 94 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 598 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人が、奈良県五條市岡町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は大型機械の入らない耕作放棄地です。排水対策に問題はありません。周辺農地に影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 94 を決めます。

申請番号 95 と申請番号 96 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思いません。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 95 と申請番号 96 の譲受人は大阪府大阪市都島区片町\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請番号 95 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 769 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

申請番号 96 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 1,584 m<sup>2</sup>, 譲渡人が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さんです。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は大型機械の入らない耕作放棄地です。排水対策に問題はありません。周辺農地に影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 95 と 96 を決めます。

申請番号 97 と申請番号 98 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思いません。事務局から一括して説明してください。

係 長 申請番号 97 と申請番号 98 の譲渡人は、四拾貫町\_\_\_\_\_, ●●●●さん, 譲受人は大阪府大阪市中央区南船場\_\_\_\_\_, 株式会社 ●●●●, 申請内容は太陽光発電設備の設置です。

申請番号 97 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, 地目は田で、面積が 961 m<sup>2</sup>です。

申請番号 98 土地の所在が、四拾貫町\_\_\_\_\_, ほかに 1 筆, 地目は、すべて田で、面積の合計が 1,363 m<sup>2</sup>です。

本 2 件の申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。再生可能エネルギー発電事業計画変更認定見込みです。なお、本 2 件は、それぞれ別の事業です。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

3 番 申請地は大型機械の入らない耕作放棄地です。排水対策に問題はありません。周辺農地に影響はありません。審議のほどよろしくお願いします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数，異議なしと決めます。

議案第 53 号「農地法第 5 条第 1 項」について，申請番号 73 から申請番号 74，申請番号 79，申請番号 81 から申請番号 87，申請番号 90 から申請番号 98 を異議なしと決し，申請番号 75 から申請番号 78，申請番号 80，申請番号 88 から申請番号 89 を許可妥当として処理諮問します。

議長 議案第 54 号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 54 号 農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準について，ご説明申し上げますので，ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

この審査基準は，行政手続法の規定に基づき，「申請に対する処分や不利益処分及び標準処理期間について定めているもの」です。令和元年 11 月 1 日付けで農地法及び広島県「農地法関係事務処理ガイドライン」が改正されたため，三次市農業委員会の審査基準についてその一部を改正するものです。新旧対照表の右側が現行，左側が改正案です。改正する部分にはアンダーラインを付けています。

では，主な改正点についてご説明します。49 ページをお開きください。

農地転用に係る一般基準の不許可とする場合について，「農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがある場合」を追加しようとするものです。

その内容は，農振法に基づく第 11 条公告から第 12 条公告の間に農業上の利用に支障が認められた場合などであり，現在の取り扱いに変更はありません。他の改正部分は，法律名等の改正や条番号の整理などです。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

（質疑なし）

議長 それでは，議案第 54 号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準」について，異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 全会一致，異議なしと認めます。

議案第 54 号「農地法等に基づく三次市農業委員会の処分に係る審査基準」について，承認することに決めます。

議案第 55 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）」について事務局から説明を求めます。

係長 議案第 55 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）」について，ご説明申

申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

全国の農業委員会において、農地法違反や収賄容疑での逮捕など、過去 1 年間で 4 件の不祥事が発生したことに鑑み、11 月 28 日に開催された令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。

本案は、この趣旨に則り各農業委員会において、法令順守の申し合わせ決議が行われるよう、全国農業会議所から広島県農業会議を経由して依頼があったものです。

では、案文を読み上げて提案いたします。

#### 農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。

- 1 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
- 2 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令順守を徹底するための研修等を実施すること。

令和 2 年 1 月 6 日 三次市農業委員会 以上です。

議 長 質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第 55 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ決議（案）」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は拍手をお願いします。

全委員（全員拍手）

議 長 全会一致、異議なしと認めます。

議案第 55 号「農業委員会の法令順守の申し合わせ」について、決議いたします。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

（事務局 一般報告）

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

係 長 次回は、2 月 5 日（水）午後 1 時 30 分から、三次市役所 6 階 601 会議室で総会を開催する予定です。

以上で令和元年度第 10 回農業委員会総会を終了します。